

## 法人謄本取得・翻訳＆認証取得(アポスティーユ取得)ワンストップサポート

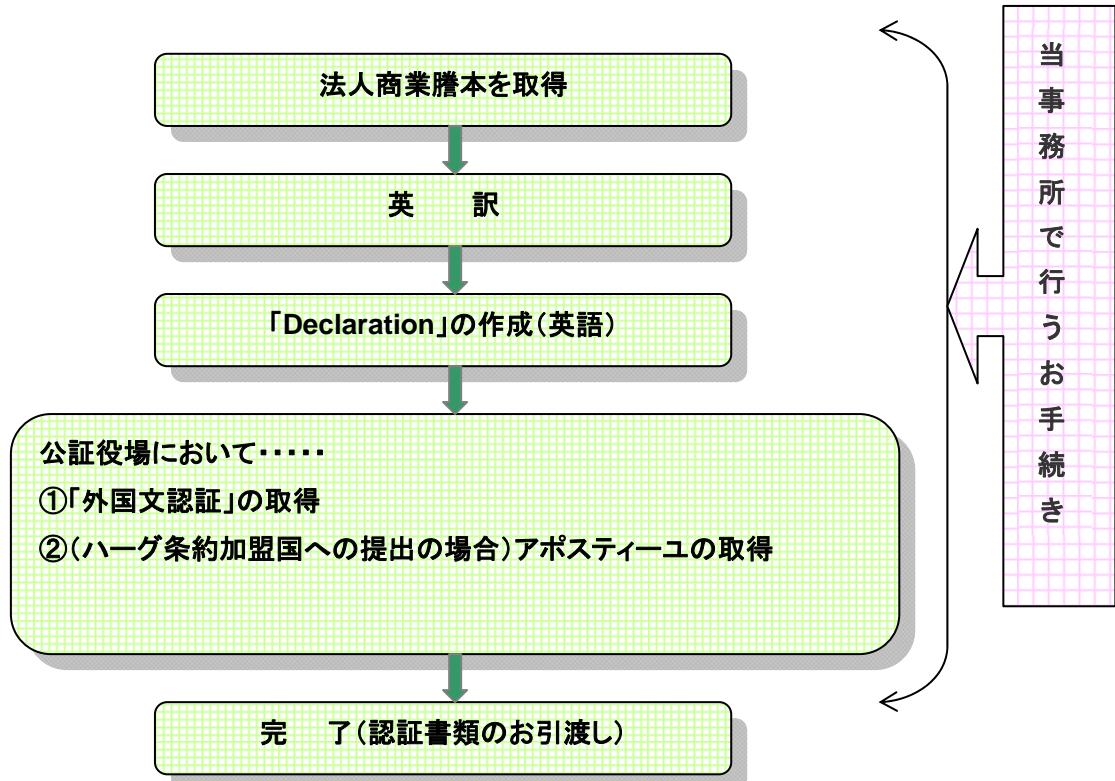
海外での関連企業の設立、設立後の変更、株式の譲渡などを海外の公的機関や金融機関に提出する場合、「認証、アポスティーユ」を付与して、提出しなければならないということはありませんか？

星野合同事務所では、**法人謄本の取得、翻訳、認証取得を全てワンストップ**で承っております。  
※提出先(提出国)がハーグ条約加盟国であるか、領事館での代理認証取得が可能な場合に限り  
りますので予めご了承下さい。

### 【具体例】

CaseA: 海外に支店を設立することになったが、本社(日本)の実体確認として謄本を英訳し、「認証」を受けるように言われた。

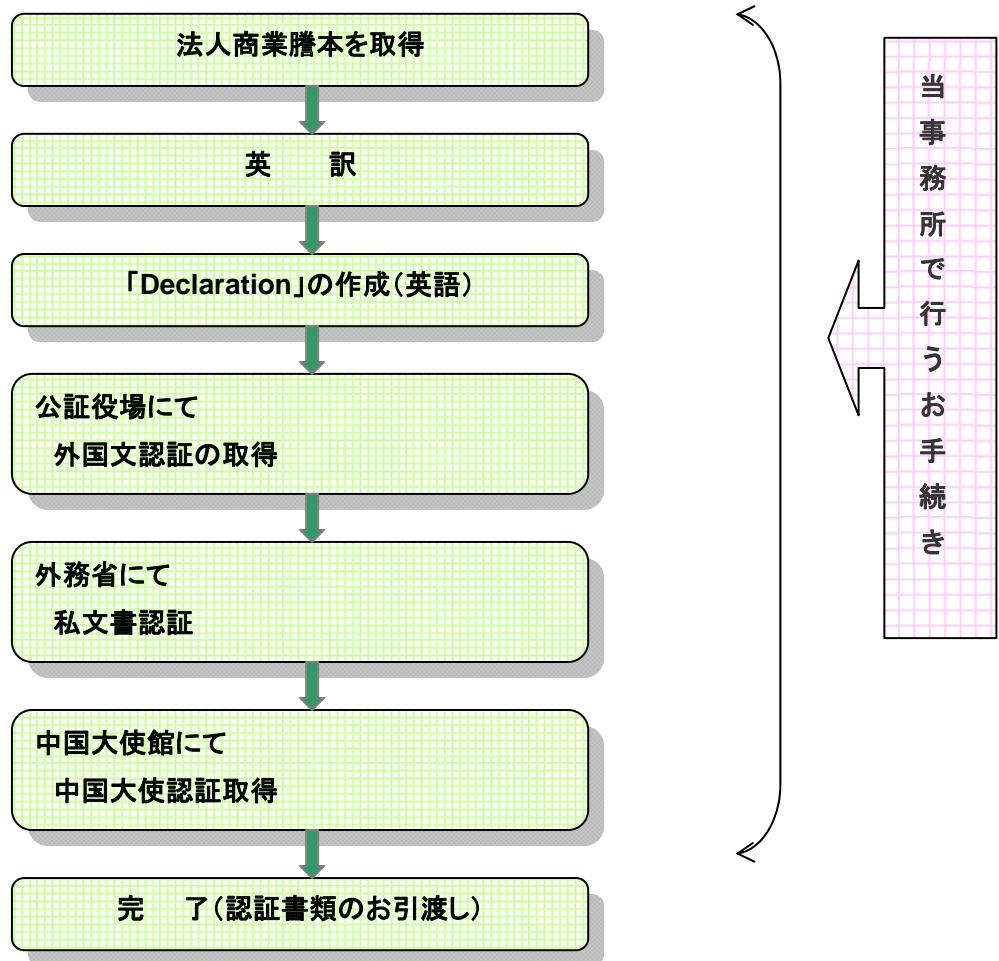
提出先: アメリカ



### 【具体例】

CaseB: 海外支店の取引口座から、日本本店の謄本へ認証を受けた書類を提出するように言わ  
れた。

提出先: 中国



依頼するメリット

—POINT1—

商業謄本の取得も当方が行いますので、お客様は法務局に出向き、謄本を取得する必要がありません。

—POINT2—

謄本の英訳については取扱いケースが多数あり、ネイティブスタッフによって最終チェックを行いますので、**翻訳にかかるを短縮できます。**

—POINT3—

米国、英国、フランス等、ハーグ条約(認証不要条約)に加盟している国(地域)に証明書を提出する場合には、提出する公文書に外務省においてアポスティユ(付箋による証明)の付与が行われていれば、駐日外国領事による認証はなくとも、駐日外国領事の認証があるものと同等のものとして、提出先国(地域)で使用することが可能になります。

また、**東京都東京都内及び神奈川県内の公証役場**では、申請者からの要請があれば、(地方)法務局の公証人押印証明、外務省の公印確認証明またはアポスティユが付与できますので、領事館・大使館に行かずに公証役場にて必要な認証が全て完了します。